平成２６年（再イ）第２５号

青森市大字安田字近野413番地13

再生債務者　大宮　幸男

1　決議に付する再生計画案　平成27年４月１日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年４月30日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年４月30日まで

平成27年４月２日

青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第１３号

大阪府寝屋川市木屋元町11番17号

再生債務者　吉野　宏一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１０号

愛知県瀬戸市東権現町53番地の３　レインボーティアラ瀬戸106

再生債務者　肥後　美紀

1　決定年月日時　平成27年４月１日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月22日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月11日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００５８号

東京都世田谷区池尻３―17―13

再生債務者　石原　浩之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年３月 31 日

外務省共済組合代表者

外務大臣　岸田　文雄

第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　出産費附加金

⑷　家族出産費附加金

第30条第１項の表中「35.99」を「40.49」に、「5.76」を「4.52」に、「18.98」を「24.98」に、「3.17」を「1.91」に、「71.98」を「80.98」に、「11.52」を「9.04」に改め、同条第２項の表中「35.99」を「40.49」に、「5.76」を「4.52」に改め、同条第３項中「35.99」を「40.49」に、「2.26」を「2.48」に改める。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

2　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．基金の名称　トーハン企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都新宿区東五軒町６番24号

3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社トーハン本社　東京都新宿区、北海道支店　北海道札幌市、東北支店　宮城県仙台市、静岡支店　静岡県静岡市、北陸支店　石川県野々市市、新潟支店　新潟県新潟市、名古屋支店　愛知県名古屋市、大阪支店・神戸支店　大阪府大阪市、京都支店　京都府京都市、岡山支店　岡山県岡山市、広島支店　広島県広島市、四国支店　香川県高松市、九州支店　福岡県福岡市、北九州営業所　福岡県北九州市、沖縄営業所　沖縄県那覇市

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。

5．解散認可があったものとみなされた年月日

平成27年４月１日

平成 27 年４月 10 日

東京都新宿区東五軒町６番24号

トーハン企業年金基金

理事長　藤井　武彦

企業年金基金清算人就任公告

当基金は確定給付企業年金法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　秋山　秀之

2．住所　東京都北区滝野川２丁目６番７号―207

平成 27 年４月 10 日

東京都新宿区東五軒町６番24号

トーハン企業年金基金

理事長　藤井　武彦

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 27 年４月 10 日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

羽迫　範成、大分県、埼玉県教育委員会

小学校教諭１種免許状

2　失効年月日　平成27年３月31日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第３号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 27 年４月 10 日　　長崎県教育委員会

1　氏名　髙辻　正二、本籍地　長崎県

⑴　高等学校教諭一種免許状（保健体育）

免許状の番号　平11高一第1697号

授与年月日　平成12年３月24日

授与権者　広島県教育委員会

⑵　中学校教諭一種免許状（保健体育）

免許状の番号　平11中一第1374号

授与年月日　平成12年３月24日

授与権者　広島県教育委員会

2　失効年月日　平成27年３月27日

会社公告

合併公告

株式二万八千百六十六株を合む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲

効力発生日は平成二十七年五月十二日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年五月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年一月二十日

掲載頁　五十五頁（号外第十一号）

平成二十七年四月十日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

（甲）株式会社リゾートトラスティ

代表取締役　板橋　光一

東京都豊島区高松二丁目六番五号

（乙）株式会社シーアンドアール

代表取締役　板橋　光一